

三重とこわか国体・三重とこわか大会  
令和2年度「移動支援ボランティア」企画運営業務委託仕様書

**1 委託業務名**

三重とこわか国体・三重とこわか大会 令和2年度「移動支援ボランティア」企画運営業務委託

**2 委託業務の目的**

「移動支援ボランティア」とは、令和3年に本県で開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「両大会」という。）から初めて導入されるもので、両大会の開閉会式や三重とこわか大会の各競技に参加する観覧者への必要な配慮やサポートを行うことで、年齢や障がいの有無等にかかわらず誰でも参加しやすい両大会を目指すものである。

オール三重で最高のおもてなしを行い、観覧者に「見に来てよかったです」と評価いただくための研修を行うとともに、三重とこわか大会の開催期間中（以下「大会期間中」という。）における円滑な移動支援ボランティア業務遂行環境を整備することにより、ボランティア活動の質及びモチベーションの向上と実施本部員等の競技運営関係者における観覧者対応の負担軽減を図る。

**3 委託期間**

契約の日から令和3年3月26日（金）まで

**4 委託業務内容**

三重とこわか大会の開催意義を理解したうえで、移動支援ボランティアの活動全般に関する企画運営及び調整を行うため、下記のとおり実施すること。

本委託事業を実施するための業務実施計画書（任意様式）及びスケジュールを作成し、事前に三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局（以下「大会事務局」という。）と相談すること。

**(1) 事業内容**

**ア 「移動支援ボランティア」通信の配信**

移動支援ボランティアとの良好な関係を維持するとともに、定期的な情報配信を通じて、モチベーションの維持やボランティアの質向上につながるよう「移動支援ボランティア」通信（メールマガジン）を月1回（計3回）受講者へ配信すること。なお、ネット環境がないボランティア（約25名）は郵送で対応すること。（A4用紙1ページ程度）

内容は、コロナ禍におけるボランティアの状況（特に、東京オリンピックのボランティアに関する情報）、移動支援の方法やそれにまつわる豆知識等とする。

**イ 移動支援ボランティア養成研修の企画実施**

**(ア) 移動支援ボランティアリーダー養成研修の実施**

各競技会場に配置するボランティアリーダー（14名）への集合研修を1回（2時間程度）実施すること。内容は、チームマネジメントやコロナ禍における観覧者へのおもてなし等とし、研修用テキスト（A4用紙10ページ程度、20部）を作成のうえ、当日配布すること。電子データは成果品として納品すること。両大会における新型コロナウイルス感染症対策の概要については、大会事務局から説明を行うため、別途調整を行うこと。

なお、開催にあたっては新型コロナウィルス感染症防止対策を行った上で実施すること。

(イ) 移動支援ボランティア養成研修の実施

次のとおり、移動支援ボランティア（約100名）への研修を行うこと。

・動画視聴による研修とする。

・オリエンテーション、車いすの誘導方法、視覚障がい者の誘導方法、コロナ禍での移動支援対応方法などを内容とする研修用DVD（映像時間は60分程度）を制作する。制作にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮すること。

・DVD、研修用テキスト（A4用紙20ページ程度）は110人分制作し、3月中旬までに各受講者へ郵送すること。電子データは成果品として納品すること。

・ユーチューブアカウントを作成し、ユーチューブにおいても配信を行い、大会終了後はアカウントを削除すること。

・研修の実施にあたっては、効果的な研修を企画実施し、研修の実施内容の詳細及び研修用テキスト等教材については、実施前に大会事務局と協議を行い決定すること。

(注意事項)

各研修における情報保障については、必要に応じて大会事務局において手話通訳等の手配を行うため、見積もりには含めないこと。ただし、手話通訳等決定後の研修内容にかかる事前調整については、受託者において行うこと。

ウ おもてなしマニュアル作成

観覧者への対応方法のマニュアルを次のとおり作成すること。

・内容は、観覧者に対しての座席誘導や着席後の声掛けの仕方及び会場周辺情報や試合の展開状況などの伝達方法とする。

原稿1部（A4用紙4～5ページ程度）及び電子データを成果品として納品すること

エ 会場用案内情報ペーパーのモデル案作成

・大会開催年度（令和3年）に、各競技会場において、バリアフリー情報や観光情報等の説明資料をボランティア自らが作成することとしているため、その見本となるようなモデル案を一会場を選んで作成すること。

原稿1部（A3用紙1ページ程度）及び電子データを成果品として納品すること。

(2) 実施結果報告

事業が完了した際には、事業実施報告書及び成果品を大会事務局に納品すること。

5 変更契約

研修会の中止等により、委託契約額の積算に関わる事情が生じた場合は、委託者と受託者において協議のうえ、変更契約を行うものとする。

6 検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約代金の支払方法及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

## **8 個人情報の取り扱いに関する罰則事項**

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者等に対して、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反したときは、罰則の適用があるので留意すること。

## **9 知的財産権等**

- (1) 受託者は受託業務にかかる成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権者の人格権に基づく権利行使を行わないこととする。この規定は、受託者の従業員及び本契約遂行にあたり再委託を行った場合の再委託先またはそれらの従業員に著作権者の人格権が帰属する場合に適用する。
- (2) 第三者からの著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- (3) その他知的財産権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

## **10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除**

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

## **11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置**

### **(1) 通報等の義務**

受託者が契約の履行にあたって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負う。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 委託者に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

### **(2) 通報を怠った場合の措置**

委託者は、受託者が上記（1）イ又はウの義務を怠ったときは「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## **12 疑義等**

当該委託業務の円滑かつ効率的な進捗を図るために、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と受託者のそれぞれの責任者が協議の上、対処するものとする。

## **13 業務実施上の条件**

受託者は、委託業務の実施にあたって、実施内容を委託者と協議しながら進めること。  
受託者は、委託者と常に調整が行えるよう連絡体制を整えること。